

人高健第 906 号
令和 3 年 10 月 18 日

人吉市指定居宅介護支援事業所
人吉市地域包括支援センター 運営者・管理者 様

人吉市長 松岡 隼人
(公印省略)

短期入所利用における長期利用について（通知）

このことについて、短期入所サービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護）は利用者が居宅で自立した日常生活を継続して維持するために利用するサービスです。このことから、当該サービスの利用については、在宅生活の維持につながるように十分に留意しながら、連続した利用は 30 日までであり、利用日数は累計で認定有効期間のおおむね半数を超えない範囲とされています。

しかしながら、一律に短期入所サービスの利用を制限することは、利用者の心身の状況や家族等の介護負担を考慮すると困難な場合も想定されるため、現在も特に必要と認められる場合においては、弾力的な運用を図っているところです。

現在、質問票等を提出していただくことで短期入所サービスの長期利用を認めていましたが、今後、当該事由が発生する場合は、下記の点に留意の上、別紙「短期入所サービス長期利用に係る理由書」等の提出をお願いします。

記

- 1 利用者の心身の状況や置かれている環境等を十分勘案した上で、長期利用が必要となる理由を詳細に記入すること。
- 2 家族構成については、同居、別居に関らず記入すること。
- 3 特別養護老人ホームへの入所を申し込む等、短期入所の長期利用を少しでも解消するためにどのような方策を取っているのか記入すること。
- 4 理由書については、認定の有効期間内に短期入所サービスの利用がおおむね半数を超える見込みとなったとき（サービス提供前）に提出すること。また、次期有効期間においても同様に、その都度提出すること。

- 5 理由書提出時に、簡易的なヒアリングを行う。また、理由書提出後、確認事項等がある場合は、市役所から照会を行うことがあること。
- 6 理由書の提出がなく短期入所サービスの長期利用が発覚した場合は、給付費の返還等が発生する場合があること。

問合せ

人吉市高齢者支援課介護保険係

電話：22-2111（内線 1231・
1237・1238・1239）